

駒澤大学派遣交換留学募集要項（令和6年4月派遣）

2023年4月17日修正版

本学と各協定校との学生交換協定、および「学生の留学に関する規程」あるいは「大学院学生の留学に関する規程」に基づき、次の要領により交換留学生を募集します。

【留学期間】

令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日までの1年間

（本学の学籍登録上の期間であり、実際の留学期間とは異なります。申請書類の留学期間は、すべてこの日程を記入してください。）

	グリフィス大学 (オーストラリア)	東国大学校 (大韓民国)
募集人数	2人	2人
留学開始時期 (過年度実績)	2024年2月	2024年3月
留学終了時期 (過年度実績)	2024年10月	2024年12月
出願資格 (外国語能力) ※出願時または先方受入れ時に、 語学基準が変更されることがあり ます。	①TOEFL iBT® 71点以上かつライティングセクション19点以上、他各セクション17点以上を取得している者 ※マイベストスコアの利用は認めません。 ②IELTS™ 6.0以上かつ各セクション5.5以上を取得している者 ※Computer-deliveredテストも可。	「ハングル能力検定3級」もしくは「韓国語能力検定中級（3～4）」の資格を取得している者、またはそれと同等の語学力を有する者ただし、留学までに「ハングル能力検定準2級」を取得すること。 【注意事項】 上記のいずれかの外国語外部試験のスコア相当またはそれ以上とし、出願までにスコア確保できていなくても出願可とします（上記相当の能力を有しているかは、筆記・面接試験で判断いたします）
協定校概要	オーストラリアでも新しい学問分野を取り入れるなど、先進的な取り組みを行っている大学です。ネイサンキャンパスは周囲が自然保護区のため豊かな自然に囲まれており、ゴールドコーストキャンパスは国内有数のビーチやテーマパークにも近く、非常に美しい観光都市に位置しています。 ビジネス・経営、政治、犯罪学、法律、教育学、エンジニアリング、IT、環境、建築学、保健、人文学、言語学、音楽、科学、航空そして芸術学など、300以上もの幅広い学士・修士・博士課程を有しています。	本学と同じく、仏教精神に基づき設立された仏教系大学です。民族と人類社会の理想実現に貢献する指導的人材の養成を教育目的にして設立され、未来志向的で学生中心的教育に焦点を当てています。韓国最大の都市であるソウルにキャンパスを構えており、明洞や東大門といった繁華街にも近く立地に恵まれた大学です。学部とは別に、韓国語を学ぶための語学堂（語学学校）も併設されています。
本学との協定開始	1992年	1972年
HP	https://www.griffith.edu.au/	http://www.dongguk.edu/mbs/en/index.jsp
その他の出願資格	(1) 本学の修得単位等 ①学部の学生は、令和6(2024)年4月1日において本学に1年以上在学し、かつ、大学進級規程第2条に定める単位を修得見込みの者および修得している者 ②修士課程の学生は、令和6(2024)年4月1日において本大学院に1年以上在学し、かつ10単位以上の単位を修得見込みの者および修得している者 ③博士後期課程の学生は、本大学院博士後期課程に1年以上在学している者 (2) 心身ともに健康で、異文化に柔軟に適應できる者 (3) 休学中でない者 (4) 私費留学生（「留学」ビザ）でない者 (5) 留学終了後、本学での学業を継続し、学位の取得又は卒業する者 ※その他の外国人の方は、国際センター事務室に必ずお問い合わせください。 ※卒業（修了）年次生で、卒業（修了）に必要な単位を修得済の場合は出願できません。 ※保証人の許可を得ていること。	

【出願期間】

2023年5月10日（水）10：00 ～ 16日（火）17：00 〆切 ※時間厳守

<提出先>駒澤大学国際センター事務室へGoogleフォームにて提出

<https://forms.gle/rfmdzBh4vMU8kbvQ6>

※KOMAnetアカウントのみアクセス可能です

※出願はオンラインのみとし、出願期間中に限りフォームを公開します（期間内であれば申請内容の修正が可能です）



上記QRコードからもアクセスできます

【出願書類】

①留学許可申請書（本学所定用紙）※Excelファイルのまま提出

②留学計画書（本学所定用紙）※Excelファイルのまま提出

③履歴書・自己紹介書（本学所定用紙、写真添付）※Excelファイルのまま提出

④成績証明書（修士課程の学生は大学の成績証明書、博士後期課程の学生は修士課程の成績証明書）※写真データを提出

※学部1年生は証明書自動発行機で発行できないため、教務部⑩番窓口で手続きを行ってください。

⑤上記の各種外国語技能検定試験の合格証明書または試験結果の写し ※写真データを提出

・各種外国語技能検定試験が定める有効期限内のもの（有効期限の定めがないものは、受験日から起算して2年以内のもの）

・証明書の発行以前に、インターネットによりスコアが確認できる場合は、その画面コピー等の提出を認めます。

・ただし、後日発行された証明書は提出が必要です。

※TOEFL®のMyBestScoreは、出願資格として認めません。毎回ごとのスコア（Test Date Score）のみ、有効とします。

※IELTS®は従来のIELTS、Computer-Delivered IELTSともに出願資格として認めます。

※①～③の本学所定用紙は、KONECO「連絡事項（一般）」または以下URLよりダウンロードできます。

<https://docs.google.com/spreadsheets/d/1pJGg4h2JrBZDwPpkuAEyqgZeR8EiecvB936e2eqHCYc/edit#gid=650128418>

（KOMAnetアカウントにてアクセスしてください。また、ファイルは必ずダウンロードして記入を開始してください）

【ダウンロード方法】 スプレッドシートメニュー ファイル>ダウンロード>Microsoft Excel

	グリフィス大学	東国大学校
第1次選考	書類選考（資格審査） ※落選の場合のみ通達	
第2次選考	面接試験（日本語及び英語） 5月26日（金）15:00～	①筆記試験（韓国語） 5月23日（火） 12:00～13:00 ←4/17変更しました ②面接試験（日本語及び韓国語） 5月23日（火）16:30～（韓国語） 5月26日（金）15:00～（日本語） ※全日程参加必須
	試験会場：駒沢キャンパス 本部棟6階 中会議室（予定） ※出願状況によっては、個人の面接試験の開始時間が遅くなる場合があります。	
判定	志望動機、学業成績、外国語能力、その他を総合的に審査し、国際センター委員会にて派遣の適格性を判定し、各教授会で最終決定します。	
合否結果	7月上旬までに、KomanetGmailアドレスへメールにて通知します。	

【学費等】

- ①各協定校での入学金・授業料が免除されます。
(留学先でオプションによる語学学習プログラムを受講する場合は、その受講料は自己負担となります)
- ②留学に係る本学の学費については、下記の表のとおり適用されます。

	授業料	施設設備資金 教育充実費 実験実習料（一部除く）	教育後援会費
令和6(2024) 年度前期	減免（年額の2割分を納入）	免除	5,000円
令和6(2024) 年度後期	免除	免除	免除

- ③その他の費用は自己負担（旅費、保険、寮費、食費、教材費等）

【奨学金制度】

- ①「海外留学支援制度（協定派遣）」
本要項のプログラムは、日本学生支援機構（JASSO）「2023年度海外留学支援制度（協定派遣）」の採択プログラムです。
本プログラムの内定者の中から募集を行い、本学から日本学生支援機構に推薦するものです。
「海外留学支援制度」の詳細は、QRコードまたは以下URLよりご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html



- ②「学習資金制度」
所定の基準を満たした場合、「学習資金」年額216,000円（半期108,000円）を支給する制度です。
詳細は、国際センター事務室までお問い合わせください。

※①②の併用受給はできません。

【単位認定】

- ①学部の学生が留学先で修得した単位は、帰国後当該教授会の認定により、60単位を限度に授業科目の修得単位として卒業に必要な単位に算入することができます。なお、60単位の上限には留学以外の次の単位認定も含まれるため注意してください。
 - i) 入学時の既修得単位認定（編入学、転部・転科を除く）
 - ii) 入学時の既取得資格の単位認定
 - iii) 他学部履修による単位認定
 - iv) 他大学履修による単位認定
- ②修士課程の学生が留学先で修得した単位は、帰国後当該研究科（専攻）委員会の認定により、15単位を限度に、留学期間が終了した年度の授業科目の修得単位として修了に必要な単位に算入することができます。
- ③博士後期課程の学生が留学先で受けた研究指導は、駒澤大学大学院学則第11条第3項に基づき、当該研究科（専攻）委員会の認定により留学期間の終了した年度の研究指導の一部として認めることができます。

【その他】

- ①派遣が決定した学生は、必ず本学指定の海外旅行傷害保険（保険料10万円～13万円程度）に加入していただきます。
- ②本学で履修中の授業科目については、所定の手続きにより、帰国後継続して履修することができます。